



平成29年5月12日

各 位

会社名 函 書 印 刷 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 川田 和照  
 (コード番号7913 東証第1部)  
問合せ先 執行役員CSR本部長 中村 克美  
 (TEL. 03—5843—9857)

## 単元株式数の変更、株式の併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第105回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に、株式の併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、平成29年10月1日を効力発生日とし、当社普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 現在の1,000株から 100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、本定時株主総会において、下記「2. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式の併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、当社普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することにあわせて、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

1 億株（併合前 2 億株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	86,267,808 株
株式併合により減少する株式数	43,133,904 株
株式併合後の発行済株式総数	43,133,904 株

⑤併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿にもとづく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	4,541 名（ 100%）	86,267,808 株（ 100%）
2 株未満	119 名（ 2.62%）	119 株（ 0.00%）
2 株以上	4,422 名（ 97.38%）	86,267,689 株（100.00%）

本株式併合を行った場合、2 株未満の株式を所有されている株主様 119 名（所有株式数の合計 119 株）は、株主たる地位を失うこととなります。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条第 1 項の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

### 3. 定款の一部変更

本定時株主総会において、上記「2. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日とし、以下のとおり変更されます。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式  (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2</u> 億株とする。  (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 2 章 株 式  (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1</u> 億株とする。  (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

### 4. 主要日程

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 5 月 下旬 (予定)	取締役会開催日 (株主総会招集の決議)
平成 29 年 6 月 29 日 (予定)	定時株主総会開催日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更、株式の併合および定款の一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

## 【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

### Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

### Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

- A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に統一することを目指しており、その移行期限が平成 30 年 10 月 1 日と決定されました。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を念頭におき、株式併合を実施いたします。

### Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の 2 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 2 倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 2 倍となります。

### Q 5 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

- A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（2 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

### Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,263 株	1 個	631 株	6 個	0.5 株
例③	1,000 株	1 個	500 株	5 個	なし
例④	245 株	なし	122 株	1 個	0.5 株
例⑤	2 株	なし	1 株	なし	なし
例⑥	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例②④⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が1株の場合（上記⑥の場合）、この1株については端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式がなくなります。株式併合の効力発生前のご所有株式が1株の株主様は、株主としての地位を失うことになります。

Q7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A. 株式併合の効力発生前に、单元未満の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8 株式併合後も单元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

- A. 株式併合後においても、单元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要なお手続きはございません。

**【お問合せ先】**

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社  
連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間 9:00～17:00（土・日・休日を除く）

以上